

(仮称) こども発達支援センター概要

1. 所在地 逗子市桜山5丁目20番29号 青少年会館を改修
→教育研究所
開設準備は **福祉会館（逗子市桜山5-32-1）**
2. 対象エリア 逗子市
3. 利用対象 **0歳～18歳までの障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族**
→手帳の有無は問わない。
4. 開設 **平成28年12月予定**
学齢児の相談は4月18日より開始
5. 相談部門（市直営）
 (1) 業務の内容
 (仮称) こども発達支援センターでは、学齢期も含めてワンストップでの相談受付けを可能にし、相談内容に応じて適切な窓口をコーディネートしながら、相談内容を解決できる相談しやすい体制づくりを行うことで、保護者及びきょうだい（兄弟姉妹）を含めた家族への支援及び障がいに対する理解や受容に繋げるなど、家族の幅広いニーズを受け止めることを可能にする。
 子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが、現在及び将来ともにその持てる力を十分に發揮した生活ができるように総合的な支援を行う。
 障がいのある子どもや発達に心配のある子ども、家族が育てにくさを感じている子どもについて、機関連携により包括的に子育て支援を行う。
 子育てに不安や悩みを抱いている家族に対して子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てができるよう相談しやすい体制、必要なサービスの情報提供、メンタルサポートなど多面的な支援を行う。
 ①療育に関する相談（来所、電話、巡回相談等）
 ②発達検査、行動観察によるアセスメント（個別、グループ）
 ③機能訓練（必要に応じた専門職による指導）
 ④関係機関との連携
 （療育部門、教育研究所、小・中学校、特別支援学校、幼稚園・保育園、障がい福祉課、子育て支援課、児童相談所、相談支援事業所、サービス事業所、放課後児童クラブ、ふれあいスクール、子育て支援センター等）
 ⑤地域の関係機関支援の強化（スーパーバイズ、研修会の実施）
 ⑥市民理解の促進（理解啓発推進のための勉強会の開催等）
 ⑦情報収集及び情報発信
 ⑧施設管理（送迎含む）及び人事管理、その他庶務等

【具体的には】

○成長段階に応じたあらゆる相談に対応する。

- ・家族の抱える不安に寄り添う。
- ・家族とともに主訴の分析、問題整理を行う。
- ・子どもの発達段階を把握し、家族に対して助言・指導を行う。
- ・心理的な検査や行動観察による心理アセスメントを実施する。
- ・機能訓練が必要な場合は、理学療法、作業療法、言語療法など子どもに必要とされる頻度で、専門家による指導を実施する。
- ・嘱託医による医療コンサル、医療機関との連携を行う。

(ただし、診断書、装具作成のための意見書は作成できない。)

○適切な機関の紹介、つなぎ、調整を行う。

- ・療育、居宅サービスの利用が必要な場合は、障害児相談支援事業所と連携して支援を行う。
- ・心理士、言語聴覚士、保育士等による定期的な巡回相談を実施することにより、幼稚園・保育園及び学校との情報共有や支援者支援など、子どもが集団生活の中でいきいきと過ごせるように間接的な支援も行う。
- ・他の子育て支援機関の利用が適切な場合は、その子育て支援機関につなぐ。
- ・家族同士の交流会・勉強会、地域の交流イベントなどを実施する。

※障害児相談支援事業所との連携について

児童発達支援や放課後等デイサービスなど法定給付のサービスを利用する場合には、障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必要になるが、この計画の作成にあたっては相談部門が行ったアセスメントなどを踏まえ、ソーシャルワーカーなどが障害児相談支援事業所による計画作成のフォローを行う。

(2) 配置職員と担当業務

①ソーシャルワーカー（相談員）2名（週4日）

学齢期相談担当（教職員）1名

主な業務は、新規相談の受付（電話受付・インテーク等）、検査・経過観察グループ・アセスメントの同席、療育方針の作成、療育方針に基づいた継続相談、療育部門との連携、教育研究所・学校との連携、障害児相談支援事業所との連携、医療機関のほか関係機関との連携、幼稚園・保育園・学校等への巡回相談、療育部門の利用や就園・就学等の進路相談の支援、就学支援会議への参加等

②心理士 3名（週3～4日）

主な業務は、相談、心理評価（発達検査・知能検査）、個別指導、経過観察グループ、アセスメント、療育部門との連携、幼稚園・保育園・学校等への巡回相談、支援者支援（コンサルテーション・勉強会等）、家族向け勉強会、就学支援会議への参加等

③言語聴覚士 3名（週1～3日）

主な業務は、相談、聴力検査、個別指導、経過観察グループ、アセスメント、療育部門との連携、幼稚園・保育園・学校等への巡回相談、ことばきこえの教室への支援、支援者支援（コンサルテーション・勉強会等）、家族向け勉強会、就学支援会議への参加等

※主に言葉の遅れや発音の問題、吃音など個々の状況や要望などを考慮した目標を設定し、相談や個別指導を行う。

④理学療法士 2名（週2日）

主な業務は、相談、検査・評価、個別指導、経過観察グループ、アセスメント、療育部門との連携、幼稚園・保育園・学校等への巡回相談、支援者支援（コンサルテーション・勉強会等）、家族向け勉強会、就学支援会議への参加等

※一人ひとりの障がいや運動発達の状況に応じて、理学療法の目標を設定し、指導を行う。運動遊びを通して発達を促しながら、自宅での遊び方の工夫なども伝える。臥位や座位における姿勢の評価やケアの指導等も行う。

⑤作業療法士 2名（月2日～3日）

主な業務は、相談、検査・評価、個別指導、経過観察グループ、アセスメント、療育部門との連携、幼稚園・保育園・学校等への巡回相談、支援者支援（コンサルテーション・勉強会等）、家族向け勉強会、就学支援会議への参加等

※一人ひとりの障がいの状況や要望等を考慮したリハビリテーションの目標を設定し、指導を行う。遊びを中心としたいろいろな活動を通して、手の機能や認知面等の発達を促し、日常生活に必要な力をつけるための指導等を行う。また、食事・衣類の着脱・遊び等の日常生活が容易に行えるよう、理学療法士とともに自助具や補装具等の使用・作成等についての相談を行う。

⑥保健師 1名（週3日）

主な業務は、相談、検査・経過観察グループ・アセスメントの同席、母子保健との連携、経療育部門との連携、医療機関のほか関係機関との連携、幼稚園・保育園・学校等への巡回相談、療育部門の利用や就園・就学等の進路相談の支援、就学支援会議への参加、交流会・勉強会の運営など家族及び支援者支援等

⑦保育士 2名（週3日）

主な業務は、経過観察グループ、送迎車への添乗、療育部門の利用や就園・就学等の進路相談の支援、交流会・勉強会の運営など家族及び支援者支援等

⑧嘱託医（児童精神科4名・整形外科1名）（年3回～月1回）

主な業務は、適切な医療的ケアや必要な助言指導、地域の専門医・医療機関との連携等

⑨事務職員

主な業務は、相談部門の統括、療育部門との協議・調整、情報収集及び情報発信、施設管理（送迎含む）及び人事管理、その他庶務等

6. 療育部門（くろーばー業務委託：社会福祉法人県央福祉会）

(1) 業務の内容

幼児期から成人期に向けて「自立的で豊かな生活の広がり」を目的に、子ども一人ひとりの様々な特性を理解し、その特性に合わせた一貫した支援を家族と協働して取り組み、地域の資源を使いながら、身辺自立から作業や調理、余暇活動など様々な活動を行う。

①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

②家族向けの学習会

③教育（小・中学校）との連携

【具体的には】

○児童発達支援（平成 28 年 12 月から実施）

個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得・人とかかわる力や考える力の育成にむけて集団療育・個別療育を行う。

①対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童

※手帳の有無を問わず、心理所見、医師の診断書、児童相談所の意見等により療育の必要性が認められる場合は対象とする。

※(仮称)こども発達支援センターの児童発達支援は療育の場と位置づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象とする。

②療育内容

発達支援	あそびと日常生活につながるような工夫を通して、発達を促す支援、基本的生活習慣の確立に向けての支援を実施する。
家族支援	家族とともに子どもの特性や行動を理解し、家族が安心して子育てができるよう支援をしていく。
機関連携	在籍する幼稚園、保育園への巡回を必要に応じて相談部門と協力しながら行い、園での様子や情報交換を通して、子どもを多角的にとらえ、支援を実施する。

③その他

- ・家族同士や地域との交流の機会を設ける。
- ・家族支援を大切にすることから、基本的には家族同伴の通所とする。保育所や幼稚園等との並行通所も可能とする。
- ・児童発達支援は療育の場とし、居場所やレスパイト的利用は対象としない。

○放課後等デイサービス（平成 29 年度から実施）

個別支援計画に基づき、将来に向けた人とかかわる力や考える力・社会に適応する

力、生活能力の向上に向けて集団療育・個別療育を行う。

①対象：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる児童

※手帳の有無を問わず、心理所見、医師の診断書、児童相談所の意見等により療育の必要性が認められる場合は対象とする。

※(仮称)こども発達支援センターの放課後等ティーサービスは療育の場と位置づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象とする。

②療育内容

発達支援	将来の自立的生活に向けての、人と関わる力（コミュニケーション）や認知理解力、学習力、社会への適応力（社会性）の育成に向け、小集団活動、余暇支援活動を実施する。
家族支援	子どもがライフステージごとに直面する課題（思春期、進学、就職等）に対し、家族とともに協力しながら取り組み、将来に向けてサポートをしていく。
機関連携	在籍する学校への巡回を必要に応じて相談部門や教育研究所と協力しながら行い、学校での様子や教員との情報交換を通し、子どもを多角的にとらえ、支援を実施する。

③その他

- ・家族同士や地域との交流の機会を設ける。
- ・家族とともに子どもを理解し、その特性に配慮して、療育場面で身に付けたことを家庭や日常に広げていけることをめざすために、原則として家族同伴の通所とする。
- ・放課後等ティーサービスは療育の場とし、居場所やレスパイト的利用は対象としない。

7. 送迎サービス

(仮称)こども発達支援センターの相談や療育は、子ども一人ひとりを丁寧に評価し、課題、目標設定等の情報を共有しながら家族と一緒に子どもを理解し、その特性に配慮して療育場面で身に付けたことを家族や日常に広げていけることをめざすために、原則として家族同伴で行うことを前提に、アクセスの悪さをフォローするため送迎を充実する。

(仮称)療育・教育の総合センター利用者の送迎業務として、大型のワンボックスカー（11人乗り）を民間会社に委託して運行予定。

市内を2つのルートに分けた定点運行とし、各ルートに運転手のほか添乗員（保育士）を配置し、安全な送迎を行う。

療育部門の送迎時間以外は、相談部門、教育研究所の利用者の利便性を図るために、JR逗子駅とセンターとのシャトル運行を行う。

療育相談員・療育専門員等配置表

資料2

No.	職種	担当者	勤務日数	月	火	水	木	金		
1	療育相談員①	高坂	週4日	●	●	●	●			
2	療育相談員②	久保木	週4日		●	●	●	●		
3	心理士①	岡部	週3日	●	●		●			
4	心理士②	芹田	週4日	●		●	●	●		
5	心理士③ ※	久保山	週3日		●	●	●			
6	言語聴覚士①	久保島	週3日		●		●	●		
7	言語聴覚士②	時津	週1日			●				
8	言語聴覚士③ ※	杉谷	週3日 水(隔週) 11月まで週1日	●		●		●		
9	理学療法士①	金子	月10日 (水・木・金の中で調整)			●		●		
10	理学療法士② ※	本吉	週2日	●	●					
11	作業療法士①	清水	月2日 (第1・3週 木か金)					●		
12	作業療法士② ※	中山	月2~3日 (第1・4・5週)	●						
13	保健師 ※	澤田	週3日	●		●	●			
14	保育士① ※	荻久保	週3日		●	●		●		
15	保育士② ※	佐藤	週3日		●	●		●		
16	児童精神科医	汐入メンタル 阿瀬川Dr	奇数月第2火曜日 9:00~12:00							
17	児童精神科医 ※	KCMC 南Dr	偶数月第3金曜日 14:00~17:00							
18	児童精神科医 ※	市大病院 藤田Dr	5・8・11・1月第5火曜 9:00~12:00							
19	児童精神科医 ※	市大病院 廣内Dr	7・9・3月第5金曜日 9:00~12:00							
20	整形外科医	市大病院 前島Dr	毎月第二金曜日 13:00~17:00							
1日当たり勤務職員数						7	8	10	7	8

職種欄の※は4月以降に増員となったスタッフ